

昭和鯨城会・会則

第一章・総則

第1条(名 称)

この会は、昭和鯨城会(以下「本会」という。)と称する。

第2条(会 員)

本会は、昭和区在住の名古屋市高年大学・鯨城学園(以下「学園」という。)卒業生で且つ名古屋市高年大学鯨城会(以下「鯨城会」という。)加入者で構成し、入会金および会費の納入をもって会員とする。

第3条(目 的)

本会は、会員相互の親睦と健康増進をはかると共に、学園で学び得た知識と経験を生かし社会奉仕活動を実践する事により、地域社会に貢献することを目的とする。

第4条(事 業)

本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ①地域社会貢献事業。
- ②展示会・広報事業。
- ③健康増進事業。
- ④各種研修会等企画・開催事業。
- ⑤各種クラブ、同好会活動の推進事業。
- ⑥その他本会の目的達成に必要な事業。

第5条(情報管理)

会員情報は、関係法令に基づき厳重に管理する。

第6条(事 務 局)

本会の事務局は、会長宅に置く。

第二章 組織・人事

第7条(委 員)

- ①本会入会時に、総務、行事、広報、ボランティア委員会の何れかに、最低3年間は所属する。
それ以外にも、会長が推薦する会員を総務、行事、広報、ボランティア委員会に所属させることができる。その場合の任期は1年とし再任を妨げない。
- ②各委員会の定数は、年度末の役員会にて決める。

第8条(役 員)

本会は、本会の活動を円滑に推進する為、次の役員を置く。又役員を兼務することを妨げない。

- ①会長1名、副会長2名、委員長(総務・行事・広報・ボランティア)4名、副委員長(総務・行事・広報・ボランティア)4名、会計1名、副会計1名、書記1名、副書記1名、鯨城会幹事1名、副鯨城会幹事1名。
- ②会長1名、副会長2名、委員長4名、副委員長4名、会計1名、副会計1名、書記1名、副書記1名、鯨城会幹事1名、副鯨城会幹事1名は学園卒業後1年次、2年次、3年次の委員から選出する。
- ③任期は1年とし再任を妨げない。

第9条(役員の仕事)

- ①会 長:本会を代表し、会務を統括する。

- ②副会長:会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- ③委員長:総務、行事、広報、ボランティアの各委員会の業務に当たる。
- ④副委員長:委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代行する。
- ⑤会 計:会計に関する業務に当たる。
- ⑥副会計:会計を補佐し、会計に支障あるときはその職務を代行する。
- ⑦書記:必要に応じて議事録を作成する。
- ⑧副書記:書記を補佐し、書記に支障あるときはその職務を代行する。
- ⑨鯨城会幹事:本会与鯨城会との連絡・調整業務に当たる。
- ⑩副鯨城会幹事:鯨城会幹事を補佐し、鯨城会幹事に支障あるときはその職務を代行する。

第10条(学区幹事)

本会は、会員の総意に基づく円滑な運営を図る為、各学区(小学校学区)に学区幹事を置くものとし、会員の中から会長が指名する。任期は1年とし再任を妨げない。

第11条(学区副幹事)

会員の意見・提案等を本会の運営に反映させる為、各学区に複数の学区副幹事を置くものとし、会員の中から学区幹事が指名する。任期は1年とし再任を妨げない。

又、書類の配布・費用の徴収等、本会と会員との連絡・調整に当たる。

第12条(特命事項担当委員)

特命事項生じた時は、会長が委員の中より特命事項担当委員を選任し対処する。又、事案によりチーム編成が必要な時は、特命事項担当委員が会員の中よりチーム員を選任し対処する。

第13条(代議員)

本会は、会員の総意を鯨城会に反映させる為、会長を鯨城会代議員とする。

第14条(会計監査)

本会は、監査役を置くものとする。

学園卒業後4年次の会員の中から会長が指名し、任期は1年とする。

毎年度末に会計監査を実施し、総会に於いてその結果を報告する。

第15条(顧問)

本会には顧問(会長及び副会長経験者の他、会長が推薦する会員)を置くことができる。任期は1年とし再任を妨げない。

第三章 会議

第16条(種類)

本会の会議は、総会、役員会、及び委員会とする。

①総会及び役員会は会長が招集し、これを主宰する。

②委員会は、それぞれを担当する委員長が招集し、これを主宰する。

第17条(総会)

総会は当該年度事業報告と決算、次年度事業計画と予算、役員承認、会則の変更等、本会運営の基本事項を審議決定する最高議決機関であり、出席人員の過半数をもって議決する。議長は本会・会長が務める。

総会は原則として、毎事業年度終了後1ヶ月以内に開催する。

第18条(役員会)

①役員会は、役員と顧問で構成し、会務の総合的な運営調整に当たる。

②役員会は、構成員過半数の出席で成立し、出席人員の過半数をもって議決する。

同数の場合は、会長が之を決する。

第19条(委員会)

各委員会は、次の事項に定める活動を実施する。

①総務委員会は、会員の把握、書記等、他の委員会に属しない会務全般の業務に当たる。

②行事委員会は、散策、見学会、研修会等の企画運営に関する業務に当たる。

③広報委員会は、会誌の企画、発行に関する業務に当たり、区会誌「昭和こじょう会便り」を発行する。

④ボランティア委員会は、社会奉仕活動に関する企画運営に関する業務に当たる。

⑤作品展、区民まつり、福祉まつり等の担当委員会は、年度末の役員会にて決める。

第四章 会計

第20条(会計)

本会の会計は、入会金、会費、助成金、補助金、およびその他の収入により運営する。

① 入会金は2,000円とする。その徴収は会費の徴収と同日とする。

入会金の返還は認めない。

② 会費は、1,500円(鯉城会費含む)とする。

その徴収は年一回 原則として総会開催時とし、会費の返還は、認めない。

③各行事、研修会、親睦会等、必要経費は別途徴収する事が出来る。

第21条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 その他

第22条(慶事・弔事)

会員の慶事(結婚、叙勲)には祝電、弔事には弔電を打つものとする。

第23条(届出、資格喪失)

会員は、その住所、氏名の異動、退会の意思が生じた時は(含死亡)、速やかに学区幹事、学区副幹事経由で事務局に届け出るものとする。

第24条(定めのない事項)

本会則に取り決めの無い事項が生じた時は、役員会で審議し決定する。

第25条(会則の改廃)

本会則は、総会に於いて改定又は廃止する事が出来る。

第26条(付 則)

本会則は平成4年4月1日より施行する。

一部改正:平成10年4月15日承認 即日施行 一部改正:平成15年4月10日承認 即日施行

一部改正:平成19年4月13日承認 即日施行 一部改正:平成21年4月6日承認 即日施行

一部改正:平成23年4月14日承認 即日施行 一部改正:平成25年4月30日承認 即日施行

一部改正:平成27年4月28日承認 即日施行 一部改正:平成29年4月28日承認 即日施行

一部改正:令和5年4月22日承認 即日施行